

(令和2年4月28日)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務の実施について

広島商工会議所

新型コロナウイルス感染拡大防止並びに政府による緊急事態宣言の発令に伴い、下記により、職員の在宅勤務を実施いたします。

皆様方におかれましては、当面の間、ご不便とご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、趣旨ご賢察のうえ、何卒、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の情勢を総合的に鑑み、期間の延長や終了、体制を判断していく予定でございます。

記

1. 期 間

令和2年4月30日（木）～5月29日（金）

※2グループに分けて隔日での出勤・在宅勤務となります。

※今後の状況によって延長する可能性があります。

2. 本所の窓口について

オフィスへの出勤者を減らして、通常営業（8時30分～17時30分）しております。

※今後の状況により、対応が変わる可能性があります。

3. 本所ビルについて

本所（広島商工会議所ビル）では以下の感染防止策を実施しております。

- ・執務室へのアルコール消毒液の設置
- ・本所ビル換気の徹底
- ・会議レイアウトの工夫（「ソーシャルディスタンス」の徹底）

※来所される皆様には、マスクの着用をお勧めするほか、咳や熱など体調の優れない場合には、来所を見合わせていただきますようお願いいたします。

※感染防止の観点から、併せて時差出勤を行っております。

以 上